

IMI 規則(EU)1024/2012

[参考訳]

2017年8月22日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Regulation (EU) No 1024/2012 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on administrative cooperation through the Internal Market Information System and repealing Commission Decision 2008/49/EC ('the IMI Regulation') (OJ L 316, 14.11.2012, p.1-11) のテキスト（英語版）に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R1024&from=EN>
[2017年8月20日確認]

規則(EU)No 1024/2012 は、委員会決定 2008/49/EC (OJ L 13, 16.1.2008, p.18-23) を全部廃止し、新たに定め直すための規則である。

規則(EU)No 1024/2012 の別紙は、指令 2013/55/EU (OJ L 354, 28.12.2013, p.132-170)、指令 2014/60/EU (OJ L 159, 28.5.2014, p. 1-10)、指令 2014/67/EU (OJ L 159, 28.5.2014, p.11-31)、規則(EU)2016/1191 (OJ L 200, 26.7.2016, p.1-136) 及び規則(EU)2016/1628 (OJ L 252, 16.9.2016, p.53-117) によって一部改正された。

これらの一部改正後の統合版の条文は、下記のサイトで入手することができる。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:02012R1024-20140617>
[2017年8月21日確認]

規則(EU)No 1024/2012 は、前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳では、規則(EU)No 1024/2012 の前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

また、上記の各改正を経た後の2017年1月1日時点における別紙の訳文を末尾に添付することにした。

この参考訳においては、原則として直訳とした。情報処理関連用語に関しては、標準的な訳語に従った。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも規則(EU) No 1024/2012 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。参考訳の中にある脚注は、全て原注である。

規則(EU) No 1024/2012 の第 16 条第 1 項は、特別類型の個人データの処理の要件一般について定め、第 16 条第 2 項は、更に、被疑者、被告人、受刑者、刑事上・治安上の保護措置を受けた者等の刑事事件と関連する個人のデータを処理することができることを定めている。これらのデータの中には、重大犯罪及びテロリスト行為のような深刻な犯罪行為も含まれる。

このことから、IMI は、少なくとも理論的には、一般行政事務における情報交換のみならず、構成国の治安維持や国境警備等の目的のための情報交換にも利用することができるシステムであり得るということを理解することができる。例えば、指令 2014/67/EU (OJ L 159, 28.5.2014, p.11-31) による一部改正の趣旨等を慎重に検討することが重要である。

このような別紙に定める利用目的の追加ができることそれ自体は、規則(EU) No 1024/2012 の第 4 条に定めるとおりである。しかし、実際の別紙の追加の手続は、別の法令の制定によって行われ、規則(EU) No 1024/2012 の条項や別紙それ自体が直接に書き換えられるわけではないものの、統合された条項は、上記のサイトで入手することができるので、その外形を知ることはできる。しかし、その別紙に包摂される具体的な事柄の全体像及び法的意味を正確に把握することは、必ずしも容易なことではない。

加えて、規則(EU) No 1024/2012 の別紙の中に明確に列挙されていない EU の法令の条項の実装のために IMI が使用されることはあり得る。例えば、欧州委員会の 2016 年 12 月 81 日の通知 COM(2016) 790 final の行動計画の中には、渡航文書の偽造等の不正行為の防止のため、IMI が活用される旨が記載されている。その根拠法令は、規則(EU) 2016/1191 (OJ L 200, 26.7.2016, p.1-136) であると考えられるが、明確ではない。

また、その適用期日（施行期日）との関係で、客観的には根拠法令が存在していても、規則(EU) No 1024/2012 の別紙の統合版の中に法令を追加する改正内容が反映され、EU 官報上で公示されるまでには一定のタイムラグが不可避的に発生する。

これらの IMI の実際の利用目的の検討のためには、規則(EU) No 1024/2012 の別紙に新たな事項を追加する一部改正法令の全文を精読してその立法趣旨や適用範囲等を正確に理解し、規則(EU) No 1024/2012 の別紙に追加される事項の本質を見定めるといふ地道で丹念な検討作業の累積を要するだけでは足りず、およそ IMI と少しでも関係しそうな EU の公式文書全部をくまなく検索してみる必要がある。

他方、個人データの第三国移転との関係において、第 23 条第 1 項の定める要件は、格別に重要であると考えられる。IMI を介さない情報交換の場合には同条同項が適用されることはない。しかし、今後、IMI の利用が拡大されることはあっても縮小されることはないことを考えると、IMI と接続された第三国の電子政府システムを経由する電子的な情報交

換が原則となると考えられ、それを適法なものとするためには、同条同項の要件を充足させなければならない。とりわけ、EUにおける条項と均等な条項が第三国に存在しており、第三国がその条項を適用（施行）するという条項（同条同項(b)(i)）、そして、個人データ保護の充分性の要件（同条同項(c)）は重要である。

これを別の観点から考えてみると、日本国がEUの個人情報を必要としない強い国際的立場にある場合には、実際には別の解決も可能かもしれない。しかし、世界情勢も国内情勢も常に変転しており、いつ立場が逆転するかを誰も予想することができない。

この問題は、電子政府システムに限定されるものではないが、日本国政府が強く電子政府政策を推進しており、今後もそうであろうとする限り、避けて通ることのできない問題である。日本国においては、IMIに関する研究がほとんど行われていない。今後、関係各方面において、個人データ保護法令（特にGDPR）のような関連法令との関係に関する法制面での検討を含め、IMIに関する網羅的かつ詳細な検討が行われるべきである。

（この参考訳を作成する際に考慮した事項）

「competent authority」は、一般に、法執行機関（警察）及びそれ以外の捜査権限をもつ行政機関のことを指す。しかし、委員会決定2008/49/EC及び規則(EU) No 1024/2012においては、法執行機関（警察）及びそれ以外の捜査権限をもつ行政機関に限定することなく、広く、IMIを用いて情報交換を行う構成国の行政機関一般を指す概念として用いられている。

「further process」は、当初の目的とは異なる目的のための（個人データの）処理のことを意味する。この参考訳では「further」を「別の目的のため」と訳す。この別の目的は、当初の目的と適合するものでなければならないことが個人データ保護指令95/46/EC及び規則(EC) No 45/2001によって定められているから、当初の目的とは無関係な完全に別の目的ではない。それゆえ、規則(EU) No 1024/2012の別紙は、関連性の有無の判断の基礎となる当初の目的を定めている。

「IMI調整官（IMI coordinator）」の「appoint」は、厄介である。

規則(EU) No 1024/2012の第5条(e)では、「IMI調整官（IMI coordinator）」を「a body」と定義しており、自然人ではない組織を指す場合があることを前提にしている。

ところで、日本語としての「任命」は、自然人に対して行われるものであって、組織の場合には「任命」はあり得ないので、自然人及び組織の両方について使用可能な日本語の訳語を選択すべきである。

そこで、この規則(EU) No 1024/2012の参考訳においては、IMI調整官の「appoint」を「任命」ではなく、「指定」と訳すことにした。

「IMI actors」は、適切な訳語を見出し難いので、とりあえず、「IMI関係者」と訳すことにした。「external actors」についても、同様に、適切な訳語を見出し難いので、とりあえず、「外部関係者」と訳すことにした。「external actors」は、単なる「部外者」を指すものでは

なく、IMI のシステムに対するアクセスをすることはできないが、IMI との間で、別の経路を介して連絡をとることのできる者（IMI 関係者及び IMI 利用者以外の者）のことを意味し、限定的な概念として用いられている。

「blocking」とは、IMI で管理される個人データへのアクセスを禁止する措置を講ずること、すなわち、個人データのアクセス制限を意味する。個人データの消去ではない。別の参考訳では別の訳語を用いたこともあるが、この参考訳においては、そのまま「ブロッキング」または「ブロックする」と訳すことにした。

（訳出済みの関連法令等及び参考文献）

委員会決定 2008/49/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 84～92 頁にある。渡航文書不正防止行動計画（COM/2016/0790）の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 9 号 473～488 頁にある。ハイブリッドな脅威報告書（JOIN（2017）30）の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 91～119 頁にある。NIS 指令（EU）2016/1148 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 120～163 頁にある。指令 2013/40/EU の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 164～184 頁にある。指令（EU）2017/541 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 1～29 頁にある。指令（EU）2017/541 による一部改正後の理事会決定 2005/671/JHA の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 38～40 頁にある。規則（EU）2016/399（シェンゲンボーダーコード）の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 1～82 頁にある。規則（EU）2016/1624 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 6 号 1～98 頁にある。規則（EU）2017/458 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 7 号 83～96 頁にある。VIS 規則（EC）No 767/2008 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 1～59 頁にある。PNR 指令（EU）2016/681 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 119～155 頁にある。API 指令 2004/82/EC の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 60～70 頁にある。

規則（EC）No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。個人データ保護指令 95/46/EC の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 332～365 頁にある。

この参考訳を作成するについては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献等のほか、植月 献二「欧州議会による行政監視—臨時調査委員会及び欧州オンブズマン—」外国の立法 255 号 23～41 頁（2013）、Marise Cremona（Ed.）, *New Technologies and EU Law*, Oxford University Press（2017）を参考にした。

域内市場情報システムによる行政協力及び

委員会決定 2008/49/EC の廃止に関する

欧州議会及び理事会の 2012 年 10 月 25 日の

規則(EU)2024/2012（IMI 規則）

欧州議会及び欧州連合の理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第 114 条に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み、
立法案を構成国の議会に送付した後、
欧州経済社会委員会の意見書に鑑み¹、
通常の立法手続に従って審議し²、
以下のとおりであるので、この規則を採択する。

- (1) 物品、人、サービス及び資本の域内市場における自由な移動を規律する一定の欧州連合の法令の適用は、構成国に対し、より効果的な協力並びに相互の情報交換及び欧州委員会との情報交換を求める。そのような情報交換を実装するための実際的手段は、しばしば、これらの法令の中では定められておらず、適切な実務的な取り決めが行われる必要がある。
- (2) 域内市場情報システム（「IMI」）は、国境を越える情報交換及び共助を促進するための集中化された通信の仕組みを提供することによって、欧州連合の法令に定める情報交換の義務の実際の実装について構成国を支援するために、構成国と協力して欧州委員会によって開発された、インターネットを介してアクセスすることができるソフトウェアアプリケーションの 1 つである。とりわけ、IMI は、職務権限を有する機関が、別の構成国における彼らの対応機関を識別し、簡単で統合された手続に基づき、個人情報を含め、情報交換を管理し、そして、予め定められ、予め翻訳された作業手順に基づいて言語上の障壁を克服することを支援する。それが可能なときは、欧州委員会は、IMI 利用者に対し、その利用者の需要に適合し、IMI 内における情報交換のための防護及び機密性の要求事項と適合し、かつ、合理的な費用で提供することのできる既存の付加的な翻訳機能を提供しなければならない。
- (3) 言語上の障壁を克服するため、IMI は、原則として、欧州連合の全ての公用語で利用できるものとしなければならない。
- (4) IMI の目的は、構成国間の及び構成国と欧州委員会との間の行政協力の実装のための効果的でユーザフレンドリなツールを提供することによって、域内市場の活性化を向

¹ OJ C 43, 15.2.2012, p.14.

² 欧州議会の 2012 年 9 月 11 日付意見書（官報未登載）及び理事会の 2012 年 10 月 4 日付決定

上させ、そして、この規則の別紙に列挙する欧州連合の法令の適用の促進を向上させることでなければならない。

- (5) 欧州委員会の2011年2月21日の「より大きな行政協力による単一市場のより良い統治:域内市場情報システム(「IMI」の拡大及び開発のための戦略)」と題する通知は、IMIを欧州連合の他の法令に拡大できるようにするための計画を設ける。欧州委員会の2011年4月13日の「単一市場の活動:成長を加速し、機密性を強化するための12のレバー—『新たな成長のための共同作業』」と題する通知は、地方レベルを含め、関与する関係者間の協力強化のための、そして、単一市場のより良い統治への貢献のためのIMIの重要性を強調する。それゆえ、IMIのための適切な法的枠組み、及び、IMIが効果的に機能することを確保するための共通規定のセットを定めることが必要である。
- (6) 欧州連合の法令の条項の適用が構成国に対して個人データの交換を求める場合、及び、その処理の目的を定めている場合、そのような条項は、欧州連合基本権憲章の第8条及び第52条に定める要件に従い、個人データの処理のための十分な法的根拠が検討されなければならない。IMIは、基本的に、欧州連合の法律の中で構成国の機関及び組織に課される法的義務に基づき、普通郵便、ファックスまたは電子メールを含む別の手段を介しても行われ得るような、個人データを含む情報交換のために用いられるツールとして理解されなければならない。IMIを介して交換される個人データは、それが当初に収集された目的に沿ってのみ、別の目的のために収集され、処理され、及び、利用されるものとしなければならない。かつ、全ての適切な安全性確保措置に服するものとしなければならない。
- (7) プライバシーバイデザインの原則に従い、IMIは、データ保護立法上の要件を念頭に置いて開発され、そして、とりわけ、IMIの中で交換される個人データへのアクセスに制限を加えるために、その開始の当初から、データ保護に親しむものであった。それゆえ、IMIは、普通郵便、電話、ファックスまたは電子メールのような他の情報交換手段よりもかなり高いレベルの保護及び安全性を提供する。
- (8) 構成国の間及び構成国と欧州委員会との間の電子的な手段による行政協力は、個人データの処理と関連する個人の保護及びそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の1995年10月24日の指令95/46/EC¹、並びに、欧州共同体の機関及び組織による個人データの処理並びにそのデータの支障のない移転に関する欧州議会及び理事会の2000年12月18日の規則(EC) No 45/2001²に定める個人データの保護に関する規定を遵守しなければならない。指令95/46/EC及び規則(EC) No 45/2001の中で用いられている定義は、この規則の目的のためにも適用されなければならない。
- (9) 欧州委員会は、IMIのためのソフトウェア及びIT基盤を提供及び管理し、国内IMI調整官のネットワークを管理し、そして、IMI利用者の訓練及びその技術支援に参加する。この目的のために、欧州委員会は、国内IMI調整官の登録のような、この規則に定める職責の範囲内でその職務を行うために厳格に必要な個人データへのアクセスのみをも

¹ OJ L 281, 23.11.1995, p.31.

² OJ L 8, 12.1.2001, p.1.

つものとしなければならない。欧州委員会は、他の IMI 関係者からの要請に基づき、IMI の中でブロックされたデータを検索する際、及び、データ主体がアクセスを要請した場合にも、個人データへのアクセスをもつものとしなければならない。欧州委員会は、そのような協力における欧州委員会の役割を欧州連合の法律が定めていない限り、IMI 内における行政協力の一環として交換される個人データへのアクセスをもってはならない。

- (10) とりわけ、データ主体に対する透明性を確保するために、IMI が用いられるための欧州連合の法令の条項は、この規則の別紙に列挙されなければならない。
- (11) IMI は、技術上の実現可能性及び IMI 全体に対する影響を考慮に入れた上で、費用効果があり、ユーザフレンドリな方法で、欧州連合の法律の効果的な実装を確保するための支援となり得る場合、将来において、新たな分野へと拡張され得る。欧州委員会は、予定されている拡張のために、IMI の技術上の準備状態を検証するために必要となる試験を行わなければならない。他の欧州連合の法令に IMI を拡張する決定は、通常の立法手続によって行われなければならない。
- (12) パイロットプロジェクトは、IMI の拡張に関する決定が行われる前に、IMI の拡張が正当化されるか否かを試験し、技術上の機能及び IMI 利用者の義務のための手続上の取り決めに対応するための便利なツールの 1 つである。構成国は、そのパイロットプロジェクトが IMI 利用者の需要を反映することを確保し、かつ、個人データの処理に関する条項が完全に遵守されることを確保するために、どの欧州連合の法令がパイロットプロジェクトによるべきか、及び、パイロットプロジェクトの方式の決定に完全に参加しなければならない。そのような方式は、個々のパイロットプロジェクト毎に、分けて定められなければならない。
- (13) この規則内のいかなる条項も、構成国及び欧州委員会が、個人データの処理を含まない情報交換のための IMI を利用する決定をすることを妨げてはならない。
- (14) この規則は、行政協力の目的のための IMI の利用のための規定を定めるものとしなければならない。それは、就中、1 対 1 の情報交換、通知手続、警告の仕組み、共助の取り決め及び問題解決を包摂することができる。
- (15) この規則から生ずる義務をどの国内機関が行うかを決定する構成国の権利は、この規則によって害されてはならない。構成国は、IMI と関係する職務及び職責をその構成国の国内行政組織構造に適合させ、並びに、特定の IMI の作業手順の必要性を実装することができるものとしなければならない。構成国は、域内市場の特定の分野、行政区画、地理上の領域のために、または、その他の基準に従い、単独で、または、他の調整官と共同して、国内 IMI 調整官の職務を行うための付加的な IMI 調整官を指定することができるものとしなければならない。構成国は、欧州委員会に対し、構成国が指定した調整官について通知しなければならないが、構成国は、その適正な稼働のために必要がない場合には、IMI の中に付加的な IMI 調整官を表示することを義務付けられてはならない。
- (16) IMI を介して効率的な行政協力を達成するために、構成国及び欧州委員会は、それらの IMI 関係者が、この規則に従って彼らの義務を行うために必要となる資源をもつことを確保しなければならない。

- (17) IMI は、基本的に、職務権限を有する機関の間での行政協力のための通信ツールであり、一般公衆に対して開かれているものではないが、情報を提供し、もしくは、データを検索するため、または、データ主体として彼らの権利を行使するために、市民、企業及び組織のような外部関係者が職務権限を有する機関とやりとりできるようにするための技術的な手段が快活される必要があり得る。高いレベルの安全性を確保するために、そのような公開のインタフェイスは、IMI 利用者のみがアクセスをもつものとしなければならない。IMI とは技術的に完全に別のものとなるように開発されなければならない。
- (18) SOLVIT ネットワークの技術的な支援のための IMI の利用は、「SOLVIT」—域内市場問題解決ネットワークの利用のための基本原則に関する 2001 年 12 月 7 日の欧州委員会勧告¹（「SOLVIT 勧告」）に従い、構成国の任意の参加に基づく SOLVIT 手続の非公式な性格を妨げてはならない。既存の業務覚書に基づく SOLVIT ネットワークの機能を継続するため、1 または複数の国内 IMI 調整官の職務を、彼らが国内 IMI 調整官とは独立に職務を遂行することができるようにするために、彼らに付託された権限の範囲内で、SOLVIT 拠点に割り当てることができる。SOLVIT 手続のための個人データ及び機密情報の処理は、SOLVIT 勧告の非拘束的な性格を妨げることなく、この規則に定める全ての保証を享受するものとしなければならない。
- (19) IMI は、その利用者のためにインターネットベースのインタフェイスを含めているが、特に通知手続のためにそのような国内システムが既に構築されている場合には、一定の場合において、かつ、関係する構成国の要請により、国内システムから IMI に対する直接の送信のための技術的な解決策を検討することが適切であり得る。そのような技術的解決策の実装は、その実現可能性、費用及び期待される利益の評価結果に基づくものとしなければならない。これらの解決策は、既存の構造及び職務権限上の国内秩序を害してはならない。
- (20) 構成国が、域内市場におけるサービスに関する欧州議会及び理事会の 2006 年 12 月 12 日の指令 2006/123/EC² の第 15 条第 7 項に基づく通知義務を、技術標準及び規制の分野における情報の提供のための手続及び情報社会サービスに関する規定を定める欧州議会及び理事会の 1998 年 6 月 22 日の指令 98/34/EC³ に従う手続を用いて充足させる場合、その構成国は、IMI を介して同じ通知をすることを要求されない。
- (21) IMI を介する情報交換は、共助を与えるべき構成国の機関の法的義務に従う。域内市場が適正に稼働することを確保するために、別の構成国から IMI を介して職務権限を有する機関によって受信された情報は、それが別の情勢国から発信されたものであること、または、電子的な手段によって受信されたということのみを理由として、行政手続上の証拠としての価値を奪われてはならず、また、その情報は、当該職務権限を有する機関によって、その構成国において発信される類似の文書と同じように取り扱われなければならない。
- (22) 高いレベルのデータ保護を保証するために、IMI 内の個人データの最長保持期間が定められる必要がある。しかしながら、その機関は、IMI が適正に稼働する必要性、並

¹ OJ L 331, 15.12.2001, p.79.

² OJ L 376, 27.12.2006, p.36.

³ OJ L 204, 21.7.1998, p.37.

びに、例えば、ある決定に対して不服申立をするために、情報交換が行われたことの証拠を得ることによって、彼らが完全に権利を行使するためのデータ主体の権利を考慮に入れた適正なバランスのとれたものでなければならない。とりわけ、保持期間は、この規則の目的を達成するために必要なところを越えることができない。

- (23) IMI 調整官及び欧州委員会による利用の監視、通信、訓練及び注意喚起の取り組み、及び行政協力または域内市場における共助に関する情報の収集を含め、この規則の目的と適合する目的のために、IMI 利用者の名前及び連絡先を処理できるものとしなければならない。
- (24) 欧州データ保護監督官は、就中、国内データ保護機関との連絡を維持することによって、データの安全性に関する条項を含め、この規則の適用を監視し、その確保を求めなければならない。
- (25) IMI の稼働及びこの規則の適用の効果的な監視、及び、それに関する報告を確保するために、構成国は、欧州委員会に対し、関連情報を利用できるようにしなければならない。
- (26) データ主体は、この規則及び指令 95/46/EC を実装する国内立法に従い、彼らの個人データの IMI 内における処理に関して、彼らが彼らに関するデータへアクセスする権利をもつことについて、不正確なデータが訂正され、違法に処理されたデータが削除される権利について、情報の提供を受けるものとしなければならない。
- (27) 構成国の職務権限を有する機関が、IMI による行政協力及び効果的な情報交換のための法律条項を実装できるようにするため、そのような交換のための実務的な手当を定める必要があり得る。それらの実務上の手当では、別紙に列挙する個々の欧州連合の法令のための、または、個々の種類の行政協力手続のための個別の実装行為という形態で、欧州委員会によって採択されなければならない。また、IMI を介する関連する行政協力を実装するために必要な基本的な技術上の機能及び手続上の取り決めを包含するものとしなければならない。欧州委員会は、IMI のためのソフトウェア及び IT 基盤の維持管理及び開発を確保しなければならない。
- (28) データ主体に対する十分な透明性を確保するために、事前に定められる作業手順、質問と回答のセット、IMI における行政協力手続と関連する書式及びその他の取り決めは、公表されなければならない。
- (29) 構成国が、指令 95/46/EC の第 13 条に従い、データ主体の権利の制限または例外を適用する場合、そのような制限または例外に関する情報は、データ主体に対する完全な透明性の確保のために、公表されなければならない。そのような例外または制限は、予定された目的のために必要かつ比例的であり、かつ、十分な安全性確保措置に服するものとしなければならない。
- (30) 欧州連合と第三国との間において、この規則の別紙に列挙する欧州連合の法令の条項の適用も含む国際協定が締結される場合、関係する第三国が、指令 95/46/EC に従い、個人データの十分なレベルの保護を提供することが証明される限り、IMI によって支援される行政協力手続の中にその第三国における IMI 利用者と対応する者を含めることができるものとしなければならない。
- (31) 個人データの保護と関連する域内市場情報システム (IMI) の実装に関する 2007 年 12

月12日の欧州委員会決定2008/49/EC¹は、廃止されなければならない。域内市場のサービスに関する欧州議会及び理事会の指令2006/123/ECの第6章に基づく構成国間の電子的な手段による情報交換のための実務的な手当てを定める2009年10月2日の欧州委員会決定2009/739/EC²は、指令2006/123/ECに基づく情報交換に関する問題に継続して適用されなければならない。

- (32) この規則の実装のための統一的な条件を確保するために、欧州委員会に対し、実装権限が与えられる。この権限は、欧州委員会の実装権限の行使の構成国による監督のための仕組みに関する規定及び一般原則を定める欧州議会及び理事会の2011年2月16日の規則(EU) No 182/2011³に従って、行使される。
- (33) この規則の効果的な適用に関する構成国の実施状況は、IMIからの統計データ及びそれ以外の関連データに基づくIMIの稼働に関する年次報告書の中で監視されなければならない。構成国の実施状況は、就中、高品質の迅速な回答を確保する目的で、平均回答時間に基づいて評価されなければならない。
- (34) この規則の目的、すなわち、行政協力のためのIMIの利用のための法令を定めることは、構成国によっては十分に達成することができず、その規模及び効果のゆえに、欧州連合のレベルでより良く達成され得るものであるため、欧州連合は、欧州連合条約の第5条に定める補完性原則に従い、素地を採択することができる。同条に定める比例性の原則に従い、この規則は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。
- (35) 欧州データ保護監督官は、規則(EC) No 45/2001の第28条第2項に従って協議し、2011年11月22日に意見書⁴を発した。

第1章 一般規定

第1条 対象事項

この規則は、個人データの処理を含め、構成国の職務権限を有する機関の間、及び、構成国の職務権限を有する機関と欧州委員会との間の行政協力のための域内市場情報システム(「IMI」)の利用のための規定を定める。

第2条 IMIの設置

IMIは、ここに、正式に設置される。

¹ OJ L 13, 16.1.2008, p.18.

² OJ L 263, 7.10.2009, p.32.

³ OJ L 55, 28.2.2011, p.13.

⁴ OJ C 48, 18.2.2012, p.2.

第3条 適用範囲

1. IMI は、個人データの交換を含め、構成国の職務権限を有する機関の間、及び、欧州連合の職務権限を有する機関と欧州委員会との間の行政協力を定める欧州連合の機能に関する条約(TFEU)の第26条第2項の意味における域内市場の分野の欧州連合の法令の実装のために必要な構成国の職務権限を有する機関の間、及び、欧州連合の職務権限を有する機関と欧州委員会との間の行政協力のために用いられる。これらの欧州連合の法令は、別紙に列挙される。
2. この規則のいかなる条項も、拘束力をもたない欧州連合の法令の条項を義務的なものにする効果をもたない。

第4条 IMIの拡張

1. 欧州委員会は、IMI が、別紙に列挙されていない欧州連合の法令の行政協力のための実装を実装するための効果的なツールであり得るか否かを評価するために、パイロットプロジェクトを行うことができる。欧州委員会は、どの欧州連合の法令の条項をパイロットプロジェクトによるべきかを決定するため、及び、個々のプロジェクトの方式を定めるために、とりわけ、関連する行政協力の条項の実装のために必要となる技術上の機能及び手続上の手当てに基づき、実装行為を採択する。その実装行為は、第24条第3項に示す審議手続に従って採択される。
2. 欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、データ保護上の問題及び効果的な翻訳の機能を含め、パイロットプロジェクトの結果の評価書を送付する。それが適切なときは、その評価書は、IMI の利用に関連する欧州連合の法令の条項に拡張するために別紙を改正する立法提案を伴うことができる。

第5条 定義

この規則の目的のために、指令95/46/EC及び規則(EC) No 45/2001に定める定義が適用される。

加えて、以下の定義も適用される：

- (a) 「IMI」とは、構成国の職務権限を有する機関の間、及び、欧州連合の職務権限を有する機関と欧州委員会との間の行政協力を容易にするために、欧州委員会によって提供される電子的なツールを意味する；
- (b) 「行政協力」とは、欧州連合法のより良い適用の目的のために、通知及び警告を介する場合を含め、情報の交換及び処理により、または、問題の解決を含め、共助の提供により、構成国の職務権限を有する機関の間、及び、欧州連合の職務権限を有する機関と欧州委員会との間の共同により、仕事をすることを意味する；
- (c) 「域内市場の領域」とは、この規則の第3条に従ってIMIが用いられる、TFEUの第26条第2項の意味における域内市場の立法上の領域または機能上の領域のことを意味する；

- (d) 「行政協力手続」とは、IMI 関係者が、構成された方法で、IMI 内で互いに通信及びやりとりをすることができるように定められた、事前に定められた作業手順のことを意味する；
- (e) 「IMI 調整官」とは、この規則に従い、IMI の効果的な稼働のために必要となる職務の支援を遂行するために構成国によって指定される組織のことを意味する；
- (f) 「職務権限を有する機関」とは、国内レベル、地域レベルまたは地方レベルで設けられ、かつ、IMI の中で登録され、1 または複数の域内市場の領域において、別紙に列挙する国内法または欧州連合の法令の適用と関連する特定の職責を負う組織のことを意味する；
- (g) 「IMI 関係者」とは、職務権限を有する機関、IMI 調整官及び欧州委員会のことを意味する；
- (h) 「IMI 利用者」とは、IMI 関係者の権限の下で職務に従事し、IMI 関係者の代わりにIMI の中に登録された自然人のことを意味する；
- (i) 「外部関係者」とは、当該目的を定める特定の事前に定めた作業手順に従って、別に分けられた技術的手段を介してのみ IMI とやりとりをすることができる自然人または法人であって、IMI 利用者以外の者のことを意味する；
- (j) 「ブロックする」とは、IMI 利用者が、IMI の通常のインタフェースを介しては個人データにアクセスできなくなるようにする技術的措置を適用することを意味する；
- (k) 「正式に終了」とは、行政協力手続を終了させるために、IMI から提供される技術的機能を適用することを意味する。

第2章 IMI と関係する職務及び職責

第6条 IMI 調整官

1. 各構成国は、1 の国内 IMI 調整官を指定する。その職責は、以下のものを含める：
 - (a) IMI 調整官及び職務権限を有する機関の登録、または、登録の確認；
 - (b) この規則に従う個人データの保護と関連する側面に関する情報の提供を含め、IMI と関連する問題について、構成国の IMI 関係者のための主要な連絡部局としての活動；
 - (c) この規則に従う個人データの保護と関連する側面に関する情報の提供を含め、IMI と関連する問題について、欧州委員会の対話者としての活動；
 - (d) 基本的な技術上の補助を含め、構成国の IMI 関係者に対する知識、訓練及び支援の提供；
 - (e) 行政協力の要請に対する構成国の IMI 関係者による適時かつ十分な対応の提供を含め、その管理化にある限り、IMI の効率的な稼働の確保。
2. 各構成国は、その構成国の国内行政構造に従い、第1項に列挙する職務のいずれかを行うための1または複数のIMI調整官を、付加的に指定することができる。
3. 構成国は、欧州委員会に対し、第1項及び第2項に従って指定したIMI調整官及びそれらが職責を負う職務を通知する。欧州委員会は、その情報を他の構成国と共有する。
4. 全ての調整官は、職務権限を有する機関として行動することができる。そのような場合、

調整官は、職務権限を有する機関と同じアクセス権限を行使する。各 IMI 調整官は、IMI 関係者としての各自のデータ処理活動に関しては、管理者となる。

第7条 職務権限を有する機関

1. IMI によって協力する際、行政協力手続に従って IMI 利用者を介して行動する職務権限を有する機関は、適用可能な欧州連合の法令に従い、可能な限り短時間内で、いかなる場合においても、当該法令によって定められる期限内に、十分な回答が提供されることを確保する。
2. 職務権限を有する機関は、そのデータが当初収集された目的と適合する目的のために、その機関自身の国において入手される類似の情報と同じ根拠に基づき、IMI によって電子的に受信した情報、文書、判断、宣言、または、認証された複製を、証拠として用いることができる。
3. 各職務権限を有する機関は、その権限に基づく IMI 利用者としての各自のデータ処理活動に関しては、管理者となり、また、必要なときは、欧州委員会と協力して、第3章及び第4章に従い、データ主体がその権利を行使できることを確保する。

第8条 欧州委員会

1. 欧州委員会は、以下の職務を行う職責を負う：
 - (a) IMI のためのソフトウェア及び IT 基盤の安全性、可用性、維持管理及び開発を確保すること；
 - (b) 既存の翻訳機能を含め、多言語システム、構成国との協力による訓練、及び、IMI の利用において構成国を補助するためのヘルプデスクを提供すること；
 - (c) 国内 IMI 調整官を登録すること、及び、彼らに対して IMI へのアクセスを与えること；
 - (d) 別紙に列挙する適用可能な欧州連合の法令によって定められる目的に従い、この規則に定めがある場合には、IMI 内において個人データに関する処理業務を遂行すること；
 - (e) この規則の適用を監視すること、並びに、第25条に従い、欧州議会、理事会及び欧州データ保護監督官に対し、その報告書を送付すること。
2. 第1項に列挙する職務を遂行する目的のために、及び、統計報告書を作成する目的のために、欧州委員会は、IMI の中で遂行される処理業務と関連する必要な情報へのアクセスをもつ。
3. 欧州委員会は、別紙に列挙する欧州連合の法令の条項によって求められる場合を除き、個人情報処理を含む行政協力手続には参加しない。

第9条 IMI 関係者及び IMI 利用者のアクセスの権利

1. IMI 利用者のみが、IMI へのアクセスをもつ。
2. 構成国は、IMI 調整官及び職務権限を有する機関、並びに、それらが職務権限を有する域内市場領域を指定する。欧州委員会は、この過程において、相談の役割を演ずることが

できる。

3. 各 IMI 関係者は、必要に応じ、それらが職務権限を有する域内市場領域において、その IMI 利用者に対して適切なアクセスの権利を与え、その権利を取消す。
4. IMI 利用者が、知る必要ベースにおいてのみ、かつ、第3項に従って彼らにアクセスの権利が与えられた域内市場領域の範囲内に限り、IMI で処理される個人データへアクセスできるようにすることを確保するための適切な措置が、欧州委員会及び構成国によって設けられる。
5. 最初の目的と適合しない方法で特定の目的のための IMI 内で処理される個人データの利用は、欧州連合の法律に従って国内法により明示で定められていない限り、禁止される。
6. 行政協力手続が個人データの処理を含む場合、当該手続に参加する IMI 関係者のみが、その個人データへのアクセスをもつ。

第10条 秘密

1. 各構成国は、国内立法または欧州連合の立法に従い、その構成国の IMI 関係者及び IMI 利用者に対し、職業上の秘密に関する規定、または、それ以外の均等な機密保持義務の規定を適用する。
2. IMI 関係者は、別の IMI 関係者からの IMI によって交換された情報の秘密扱いを求める要請が、その IMI 関係者の権限の下で仕事をする IMI 利用者によって尊重されることを確保する。

第11条 行政協力の手続

IMI は、別紙に列挙する欧州連合の関連法令の条項を実装する行政協力手続を基礎とする。それが適切なときは、欧州委員会は、別紙に列挙する特定の欧州連合の法令について、または、一定の種類の手続について、それが適切なときは、第12条に示す外部関係者と IMI との間のやりとりを含め、関連する行政協力手続を遂行できるようにするために必要となる基本的な技術機能及び手続上の手当てを定める実装行為を採択することができる。これらの実装行為は、第24条第2項に示す諮問手続に従って採択される。

第12条 外部関係者

そのやりとりが以下のものである場合、外部関係者と IMI とがやりとりできるようにするための技術的手段を提供することができる：

- (a) 欧州連合の法令によって定められている場合；
- (b) 別紙に列挙する欧州連合の法令の条項の適用のために構成国における職務権限を有する機関の間の行政協力を容易にするために、第11条に示す実装行為の中で定められる場合；または
- (c) 第19条に従い、データ主体としての彼らの権利を行使するための申請を送付するために必要な場合。

それらの技術的手段は、IMIとは別のものとし、かつ、外部関係者がIMIにアクセスできないようにする。

第3章 個人データの処理及び安全性

第13条 目的による限定

IMI関係者は、別紙に列挙する欧州連合の法令の関連条項に定める目的のためにのみ、個人データを交換し、処理する。

データ主体からIMIに対して送付されたデータは、そのデータが送付された目的のためにのみ利用される。

第14条 個人データの保持

1. IMI内で処理される個人データは、個々の種類の行政協力の特殊性により、かつ、一般的な規則として、行政協力手続が正式に終了した後、遅くとも6か月以内に、そのデータが収集された目的のために必要がなくなったときは、直ちに、IMIの中でブロックされる。

しかしながら、別紙に列挙する欧州連合の適用可能な法令の中でそれよりも長い期間が定められているときは、IMIの中で処理される個人データは、行政協力手続が正式に終了した後、最長で18か月間、保持することができる。

2. 別紙に列挙する欧州連合の拘束力のある法的行為により、IMI関係者による将来の参照のための情報のリポジトリが求められる場合、そのようなリポジトリに含まれる個人データは、そのデータ主体の同意により、または、それが欧州連合の法令の中で定められている場合、その目的に必要な範囲内で、処理することができる。

3. 本条によりブロックされる個人データは、公共の利益における優越する理由のために処理が求められるものでない限り、その記録保存の例外の場合を除き、データ主体の同意によりIMIによって交換された情報の証明のためにのみ処理される。

4. ブロックされたデータは、行政協力手続が正式に終了した3年後、IMIの中で自動的に消去される。

5. 個々の案件における職務権限の有する機関の明示の要請がある場合、または、データ主体の同意により、個人データは、適用可能な保持期間が経過する前に消去され得る。

6. 欧州委員会は、技術的措置により、個人データのブロッキング及び削除並びに第3項による検索を確保する。

7. IMI関係者が、情報交換を完了した後、可能な限り速やかに、行政協力手続を正式に終了させることを推進するため、及び、IMI関係者が、正当事由なく2か月を超えて活動していない手続について、職責のあるIMI調整官を関与させるために、技術的手段が設けられる。

第15条 IMI利用者の個人データの保持

1. 第14条からの特例により、IMI利用者の個人データの保持に対し、本条の第2項及び

第3項が適用される。

2. IMI 利用者に関連する個人データは、それらの者が IMI の利用者である限り、IMI の中に記録保存され、かつ、この規則の目的と適合する目的のために処理され得る。

3. ある自然人が IMI 利用者を終了する場合、当該個人に関連する個人データは、3年の期間内、技術的措置によってブロックされる。これらのデータは、その記録保存の例外を除き、IMI によって交換された情報の証明の目的のためにのみ処理され、かつ、その3年の期間経過後に消去される。

第16条 特別類型のデータの処理

1. 指令 95/46/EC の第8条第1項及び規則(EC) No 45/2001 の第10条第1項に示す特別類型のデータの IMI による処理は、その個人データが処理される個人の権利を確保するため、同指令の第8条第2項及び第4項並びに同規則の第10条第2項に述べる特別の根拠に基づく場合においてのみ、かつ、これらの条項に定める適切な安全性確保措置に服する場合においてのみ、認められる。

2. そのようなデータの処理が、その処理の根拠を構成する欧州連合の法令の中で定められている場合、または、指令 95/46/EC の第8条第5項に示す特別の安全性確保措置に服し、データ主体の明示の同意がある場合、懲戒処分、行政制裁もしくは刑事制裁に関する情報、または、それ以外の、個人または法人の良い評判を確立するために必要となる情報を含め、指令 95/46/EC の第8条第5項及び規則(EC) No 45/2001 の第10条第5項に示す侵害行為、有罪判決または保護措置と関連するデータの処理のために、これらの条項に定める安全性確保措置に服して、IMI を利用することができる。

第17条 安全性

1. 欧州委員会は、規則(EC) No 45/2001 の第22条により欧州委員会によって採択されるデータの安全性に関する規則を IMI が遵守することを確保する。

2. 欧州委員会は、適切なデータアクセス管理及び最新のものに更新される防護計画を含め、IMI の中で処理される個人データの安全性を確保するための必要な措置を設ける。

3. 欧州委員会は、セキュリティ上のインシデントが発生した際、IMI の中でどの個人データが処理されたか、いつ、誰によって、及び、どの目的で、を確認することができることを確保する。

4. IMI 関係者は、指令 95/46/EC の第17条に従い、IMI の中で IMI 関係者によって処理される個人データの安全性を確保するために必要となる手続上及び組織上の全ての措置を講ずる。

第4章 データ主体の権利及び監督

第18条 データ主体に対する情報提供及び透明性

1. IMI 関係者は、それに該当するときは、指令 95/46/EC の第 10 条または第 11 条及び同指令による国内立法に従い、IMI の中における彼らの個人データの処理に関し、データ主体が可能な限り速やかに情報提供を受けることを確保し、かつ、管理者または管理者の代理の識別子及びその連絡先を含め、彼らの権利及びそれをどのように行使するかに関する情報へのアクセスをもつことを確保する。
2. 欧州委員会は、容易にアクセスできる方法で、公衆が以下の情報を利用できるようにする：
 - (a) 規則(EC) No 45/2001 の第 11 条及び第 12 条による IMI に関する情報、明確かつ理解しやすい方式で；
 - (b) 同規則の第 11 条に示す IMI における行政協力手続の側面におけるデータ保護に関する情報；
 - (c) 同規則の第 20 条に示すデータ主体の権利の例外または制限に関する情報；
 - (d) 行政協力手続の種類、IMI の基本機能、及び、IMI 内で処理され得るデータの類型；
 - (e) この規則またはそれ以外の欧州連合の法令によって採択される IMI と関連する全ての実装行為及び委任された行為の包括的なリスト、並びに、この規則の統合版の別紙及び他の欧州連合の法令によるその後の別紙改正。

第19条 アクセスの権利、訂正の権利及び削除の権利

1. IMI 関係者は、データ主体が、国内法に従い、IMI 内の彼らに関するデータへアクセスする彼らの権利、不正確または不適合なデータを訂正させる権利、及び、違法に処理されたデータを削除させる権利を効果的に行使できることを確保する。データの訂正または削除は、可能な限り速やかに、かつ、遅くとも、職責を負う IMI 関係者がデータ主体からの要請を受理した後、30 日以内に行われる。
2. 第 14 条第 1 項によりブロックされたデータの正確性または適法性について、データ主体から疑義が提示される場合、このことは、正確で正しい情報と共に記録される。

第20条 例外及び制限

構成国が、指令 95/46/EC の第 13 条に従い、その国内法の中で、本章に定めるデータ主体の権利の例外または制限を定める場合、構成国は、欧州委員会に対し、そのことを通知する。

第21条 監督

1. 各構成国から指定され、指令 95/46/EC の第 28 条に示す権限を与えられる国内監督機

関（「国内監督機関」）は、構成国の IMI 関係者による個人データの処理の適用性を独立して監視し、かつ、とりわけ、本省に定めるデータ主体の権利がこの規則に従って保護されることを確保する。

2. 欧州データ保護監督官は、IMI 関係者としての役割における欧州委員会の個人データ処理活動がこの規則に従って行われることを監視し、その確保を求める。規則(EC) No 45/2001 の第 46 条及び第 47 条に示す責務及び権限は、しかるべく適用される。
3. 国内監督機関及び欧州データ保護監督官は、それぞれの職務権限の適用範囲内で活動し、IMI 及び IMI 関係者によるその利用の共同監督を確保する。
4. 欧州データ保護監督官は、必要に応じて、第 3 項に示す IMI 及び IMI 関係者によるその利用の共同監督を確保する目的のために、国内監督機関を会合に招請することができる。そのような会合の費用は、欧州データ保護監督官が負担する。手続規則を含め、この目的のための別の作業手法は、必要に応じ、共同で定められる。活動の共同報告書は、少なくとも 3 年毎に、欧州議会、理事会及び欧州委員会に対して送付されなければならない。

第 5 章 IMI の地理的適用範囲

第 22 条 IMI の国内利用

1. 構成国は、以下の要件が充足される場合に限り、国内法に従い、その構成国の領土内の職務権限を有する機関の間の行政協力の目的のために IMI を利用することができる：
 - (a) 既存の行政協力手続に対して実質的な修正を加えられず；
 - (b) 国内法に基づきそれが求められる場合、国内監督機関に対し IMI の利用予定の通知が送付されており；かつ
 - (c) IMI 利用者のための IMI の効率的な稼働に消極的な影響をもたないこと。
2. 構成国が、国内目的のために、IMI の組織的な利用を行うことを計画する場合、その構成国は、欧州委員会に対し、その計画を通知し、かつ、事前の承認を求める。欧州委員会は、第 1 項に定める要件に適合するか否かを検討する。必要があるときは、かつ、この規則に従い、その構成国と欧州委員会との間で、就中、IMI 関係者の責任を含め、国内利用のための技術的、財政的及び組織的な手当てを定める協定が締結される。

第 23 条 第三国との情報交換

1. 個人データを含む情報は、以下の要件が充足される場合に限り、欧州連合内の IMI 関係者と、第三国内の相手方との間において、この規則により、IMI 内で交換され得る：
 - (a) 別紙に列挙する欧州連合の法令の条項及び第三国の法令中にある均等な条項により情報が処理され；
 - (b) 以下について定める国際協定に従って情報が交換され、または、利用可能なものとされ：
 - (i) 別紙に列挙する欧州連合の法令の条項の、その第三国による適用；
 - (ii) IMI の利用；並びに

- (iii) 当該交換の基本原則及び方式;かつ、
- (c) IMI の中で処理されるデータを、そのデータが交換される当初の目的のためにのみ利用されるという十分な安全性確保措置を含め、指令 95/46/EC の第 25 条第 2 項に従う個人データの十分な保護を当の第三国が確保しており、かつ、指令 95/46/EC の第 25 条第 6 項に従い、欧州委員会が判定を採択していること。
- 2. 欧州委員会が IMI 関係者である場合、第三国におけるその相手方との IMI 内で処理される個人データの交換に対し、規則(EC) No 45/2001 の第 9 条第 1 項及び第 7 項が適用される。
- 3. 欧州委員会は、第 1 項に従い、個人データを含む情報の交換を承認された第三国のリストを、EU 官報上で公表し、かつ、これを最新の状態に保つ。

第 6 章 最終条項

第 24 条 委員会の手続

- 1. 欧州委員会は、委員会によって補佐される。この委員会は、規則(EU) No 182/2011 の意味における委員会とする。
- 2. 本項に対する参照が行われるときは、規則(EU) No 182/2011 の第 4 条が適用される。
- 3. 本項に対する参照が行われるときは、規則(EU) No 182/2011 の第 5 条が適用される。

第 25 条 監視及び報告

- 1. 欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、年単位で、IMI の稼働に関し、報告する。
- 2. 2017 年 12 月 5 日までに、かつ、その後は 5 年毎に、欧州委員会は、欧州データ保護監督官に対し、データの安全性を含め、IMI における個人データの保護と関連する側面に関し、報告する。
- 3. 第 1 項及び第 2 項に示す報告書を作成する目的のために、構成国は、欧州委員会に対し、この規則に定めるデータ保護上の義務の実際の適用状況に関するものを含め、この規則の適用と関連する情報を提供する。

第 26 条 費用負担

- 1. 第 22 条第 2 項の手当てを妨げることなく、IMI の開発、宣伝、運用及び維持管理にかかる費用は、欧州連合の一般予算の負担とする。
- 2. 欧州連合の法令に別の定めがある場合を除き、訓練、宣伝及び技術補助(ヘルプデスク)の活動を含む構成国レベルの IMI 運用のための費用、並びに、国内レベルの IMI の維持管理のための費用は、各構成国の負担とする。

第27条 廃止

決定 2008/49/EC は、廃止される。

第28条 効果的な適用

構成国は、その構成国の IMI 関係者によって、この規則の効果的な適用を確保するために必要となる全ての措置を講ずる。

第29条 適用除外

1. この規則の第4条に拘らず、役務の提供の枠組み内における従業者の配属に関する欧州議会及び理事会の1996年12月16日の指令96/71/EC¹の第4条の実装のためのIMIの適切性を試験するために2011年5月16日に開始されたIMIパイロットプロジェクトは、この規則の発効よりも前に締結された協定に基づいて実施し続けることができる。
2. この規則の第8条第3項並びに第12条第1副項の(a)及び(b)に拘らず、IMIを介して行われるSOLVIT 勧告の行政協力条項の実装のための、欧州委員会の行政協力手続への参加及び外部関係者の既存の設備は、この規則の発効よりも前に締結された協定に基づいて継続することができる。この規則の第14条第1項に示す期間は、SOLVIT 勧告の目的のためにIMI内で処理された個人データについて、18か月とする。
3. この規則の第4条第1項に拘らず、欧州委員会は、IMIが、域内市場における情報社会サービスの一定の法的側面とりわけ電子商取引に関する欧州議会及び理事会の2000年6月8日の指令2000/31/EC(電子商取引指令)²の第3条第4項、第5項及び第6項の実装のための効率的で、費用効果があり、かつ、ユーザフレンドリなツールであるか否かを評価するためのパイロットプロジェクトを開始することができる。このプロジェクトが開始されてから遅くとも2年以内に、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、この規則の第4条第2項に示す評価書を送付する。その評価書は、消費者保護法の執行のために職責を負う国内機関の間の協力に関する欧州議会及び理事会の2004年10月27日の規則(EC) No 2006/2004(消費者保護協力規則)³に従って設置される消費者保護協力システム内、並びに、IMI内における行政協力間のやりとりも含めるものとする。
4. この規則の第14条第1項に拘らず、その第6章による行政協力に関し、指令2006/123/ECの第36条に基づいて決定された最長18か月の期間は、この分野において継続して適用される。

第30条 発効

この規則は、EU官報で公示された翌日から20日目に発効する。

¹ OJ L 18, 21.1.1997, p.1.

² OJ L 178, 17.7.2000, p.1.

³ OJ L 364, 9.12.2004, p.1.

この規則は、その全部について拘束力があり、全ての構成国に対して直接に適用される。

2012年10月25日にストラスブールにおいて行われた。

欧州議会として
議長 M. Schulz

理事会として
議長 A.D. Mavroyiannis

別紙

第3条に示す、IMIによって実装される欧州連合の法令内の行政協力に関する条項

1. 域内市場におけるサービスに関する欧州議会及び理事会の2006年12月12日の指令2006/123/EC¹:第6章、第39条第5項、並びに、第15条第7項、後者の条項に定める通知が指令98/34/ECに従って行われない限り。
2. 専門資格の認定に関する欧州議会及び理事会の2005年9月7日の指令2005/36/EC²:第8条、第50条第1項、第2項及び第3項、並びに、第56条。
3. 国境を越える医療における患者の権利の適用に関する欧州議会及び理事会の2011年3月9日の指令2011/24/EU³:第10条第4項。
4. ユーロ圏の構成国間の陸路による国境を越えるユーロ現金輸送業務に関する欧州議会及び理事会の2011年11月16日の規則(EU) No 1214/2011⁴:第11条第2項。
5. 「SOLVIT」—域内市場問題解決ネットワークの利用のための基本原則に関する2001年12月7日の欧州委員会勧告⁵:第1章及び第2章。

¹ OJ L 376, 27.12.2006, p.36.

² OJ L 255, 30.9.2005, p.22.

³ OJ L 88, 4.4.2011, p.45.

⁴ OJ L 316, 29.11.2011, p.1.

⁵ OJ L 331, 15.12.2001, p.79.

一部改正後のIMI規則(EU) No 1024/2012の別紙

[参考訳]

1. 域内市場におけるサービスに関する欧州議会及び理事会の2006年12月12日の指令2006/123/EC¹:第6章、第39条第5項、並びに、第15条第7項、後者の条項に定める通知が指令98/34/ECに従って行われなければならない限り。
2. 専門資格の認定に関する欧州議会及び理事会の2005年9月7日の指令2005/36/EC²:第4条aないし第4条e、第8条、第50条第1項、第2項及び第3項、並びに、第56条。
3. 国境を越える医療における患者の権利の適用に関する欧州議会及び理事会の2011年3月9日の指令2011/24/EU³:第10条第4項。
4. ユーロ圏の構成国間の陸路による国境を越えるユーロ現金輸送業務に関する欧州議会及び理事会の2011年11月16日の規則(EU) No 1214/2011⁴:第11条第2項。
5. 「SOLVIT」—域内市場問題解決ネットワークの利用のための基本原則に関する2001年12月7日の欧州委員会勧告⁵:第1章及び第2章。
6. 役務の提供の枠組み内における従業者の配属に関する欧州議会及び理事会の1996年12月16日の指令96/71/EC⁶:第4条。
7. 役務の提供の枠組み内における従業者の配属に関する欧州議会及び理事会の1996年12月16日の指令96/71/ECの執行並びに域内市場情報システムによる行政協力に関する規則(EU)2024/2012(IMI規則)の改正に関する欧州議会及び理事会の2014年5月15日の指令2014/67/EU⁷:第6条、第7条、第10条第3項及び第14条ないし第18条。
8. 構成国の領土から違法に移動された文化財の返還及び規則(EU)2024/2012の改正に関する欧州議会及び理事会の2014年5月15日の指令2014/60/EC⁸:第5条及び第7条。
9. 非道路移動機械の内燃機関のガス状及び粒状汚染物質排出規制及び型式承認の要件、規則(EU) No 1024/2012及び規則(EU) No 167/2013の改正並びに指令97/68/ECの改正に関する欧州議会及び理事会の2016年9月14日の規則(EU) 2016/1628⁹:第44条。

¹ OJ L 376, 27.12.2006, p.36.

² OJ L 255, 30.9.2005, p.22.

³ OJ L 88, 4.4.2011, p.45.

⁴ OJ L 316, 29.11.2011, p.1.

⁵ OJ L 331, 15.12.2001, p.79.

⁶ OJ L 18, 21.1.1997, p.1.

⁷ OJ L 159, 28.5.2014, p.11.

⁸ OJ L 159 28.5.2014, p.1.

⁹ OJ L 252, 16.9.2016, p.53.